

砺波医師会長 殿

砺波市長 夏野 修



砺波市福祉医療費助成制度における現物給付の併用レセプト方式の導入について

日頃から、本市の福祉医療事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福祉医療費助成制度の現物給付の方式について、受給者の利便性の向上を図るため、県と県内の全市町村が連携し、関係機関等との調整の結果、現行の「福祉医療費請求書」を用いた方式をあらため、公費負担者番号を用いた「併用レセプト」方式を平成 31 年 4 月診療分から導入することとなりましたのでご案内いたします。

つきましては、レセプトコンピュータの改修等の必要な準備をお願いするとともに、会員各位への周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 併用レセプト方式の対象となる制度

- 子育て支援医療費助成
 - ひとり親家庭等医療費助成
 - 心身障害者（65～69 歳軽度）医療費助成
 - 妊産婦医療費助成
 - 心身障害者（65 歳未満重度）医療費助成
- ※「福祉医療費請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度が対象となります。

2 医療機関における変更点（全体のイメージ図は別紙 1 参照）

	現行	併用レセプト後
窓口受付	受給資格証の確認 福祉医療費請求書の受領	受給資格証の確認 →公費負担者番号と受給者番号をレセプトに記載（別紙 2 参照）
福祉医療費の請求	福祉医療費請求書に必要事項を記入し、国保連合会に請求（郵送）	診療報酬と併せてレセプトにて国保連合会又は支払基金に請求

3 開始時期 平成 31 年 4 月診療分

4 周知方法

- ・広報となみ 1 月号（12 月 25 日発行）に掲載
- ・市ホームページに掲載（1 月 1 日～）
- ・市民向けポスターを各医療機関に配布（時期未定）

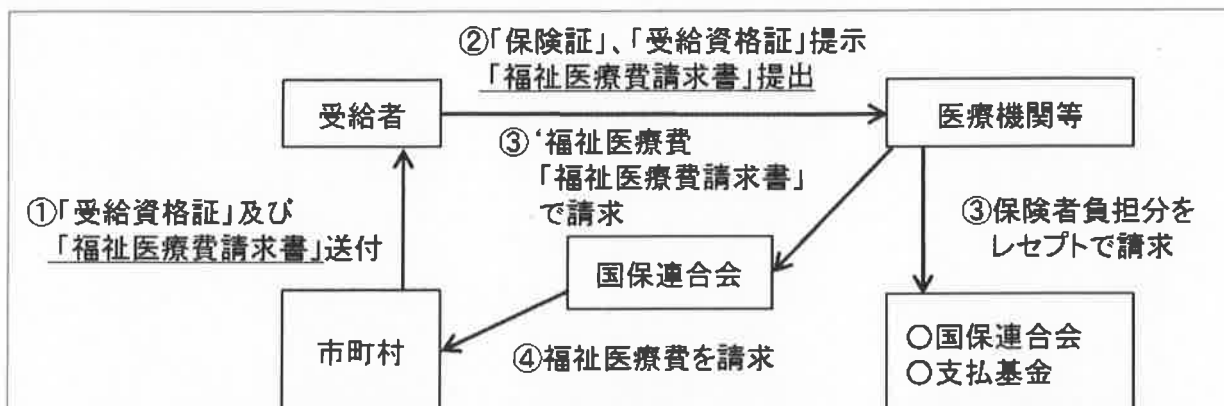
5 その他

- ・子育て支援医療費助成の現物給付の範囲は、平成 31 年 4 月以降も今までと変わりません。
（呉西圏域の範囲：砺波市・高岡市・射水市・氷見市・小矢部市・南砺市）
- ・受給資格証（公費負担者番号入）を 3 月下旬に対象世帯に発送します。
- ・各制度の公費負担者番号やレセプトの記載方法などの詳細につきましては、富山県健康課ホームページからご確認願います。

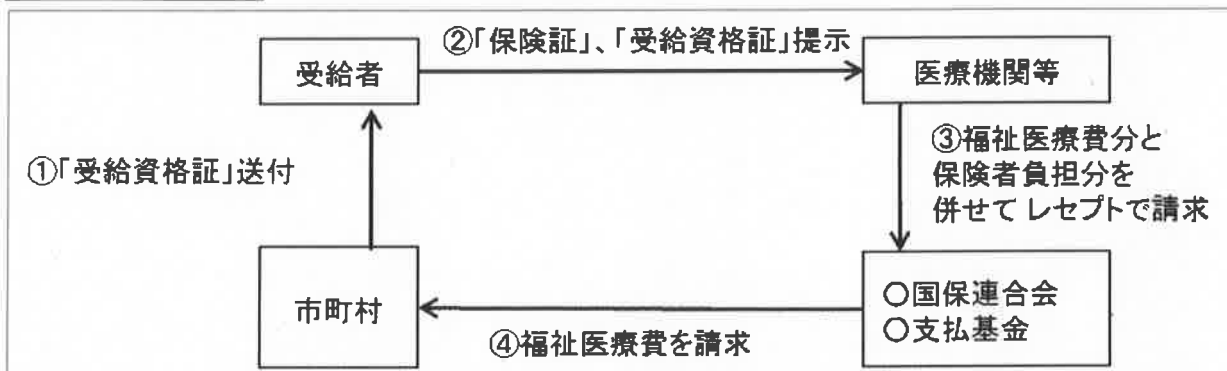
事務担当 社会福祉課自立支援係 上田
こども課児童家庭係 端谷
TEL : 0763-33-1111 FAX : 0763-33-6828

< 福祉医療費の現物給付の流れ (イメージ図) >

現行：福祉医療費請求書方式 (平成 31 年 3 月診療分まで)



併用レセプト方式 (平成 31 年 4 月診療分から)



<レセプト記載例>

〇〇市子ども医療費受給資格証(例)

1	公費負担者番号	8	1	1	6	※	※	※	1
2	受給者番号	1	0	0	1	2	8	8	
住所		富山市新総曲輪1-7							
(保護者)氏名		富山 太郎							
		(氏名)							
子ども		富山 次郎							
		(生年月日)							
		平成30年4月2日							
有効期間		平成31年4月1日から							
		(西暦)2034年3月31日まで							
平成31年4月1日									
		市町村長 印							

〇診療報酬明細書 (医科入院外)

都道府県番号 16 医療機関コード 9999999

平成31年4月分

1	公費負担者番号①	8	1	1	6	※	※	※	1	2	公費負担医療の受給者番号①	1	0	0	1	2	8	8
	公費負担者番号②										公費負担医療の受給者番号②							

1	1 扶国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外一
医科	2 公費	4	退職	2	2併	4	六外	0	高外7
				3	3併	6	家外		

保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付割合	10	8
										7	()

被保険者証・被保険者番号帳等の記号・番号

氏名 富山 次郎

特記事項

1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生

職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害

保険医療機関の所在地及び名称 〇〇病院

傷病名	(1)	診療開始日		転帰		治ゆ		死亡		中止		診療実日数	3日
												公費①	日
												公費②	日

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	
		1,500			
	公費①	点	点	円	0
	公費②	点	点	円	
					※高額療養費 円
					※公費負担点数 点
					※公費負担点数 点

福祉医療費助成制度における 「併用レセプト」方式の開始のお知らせ

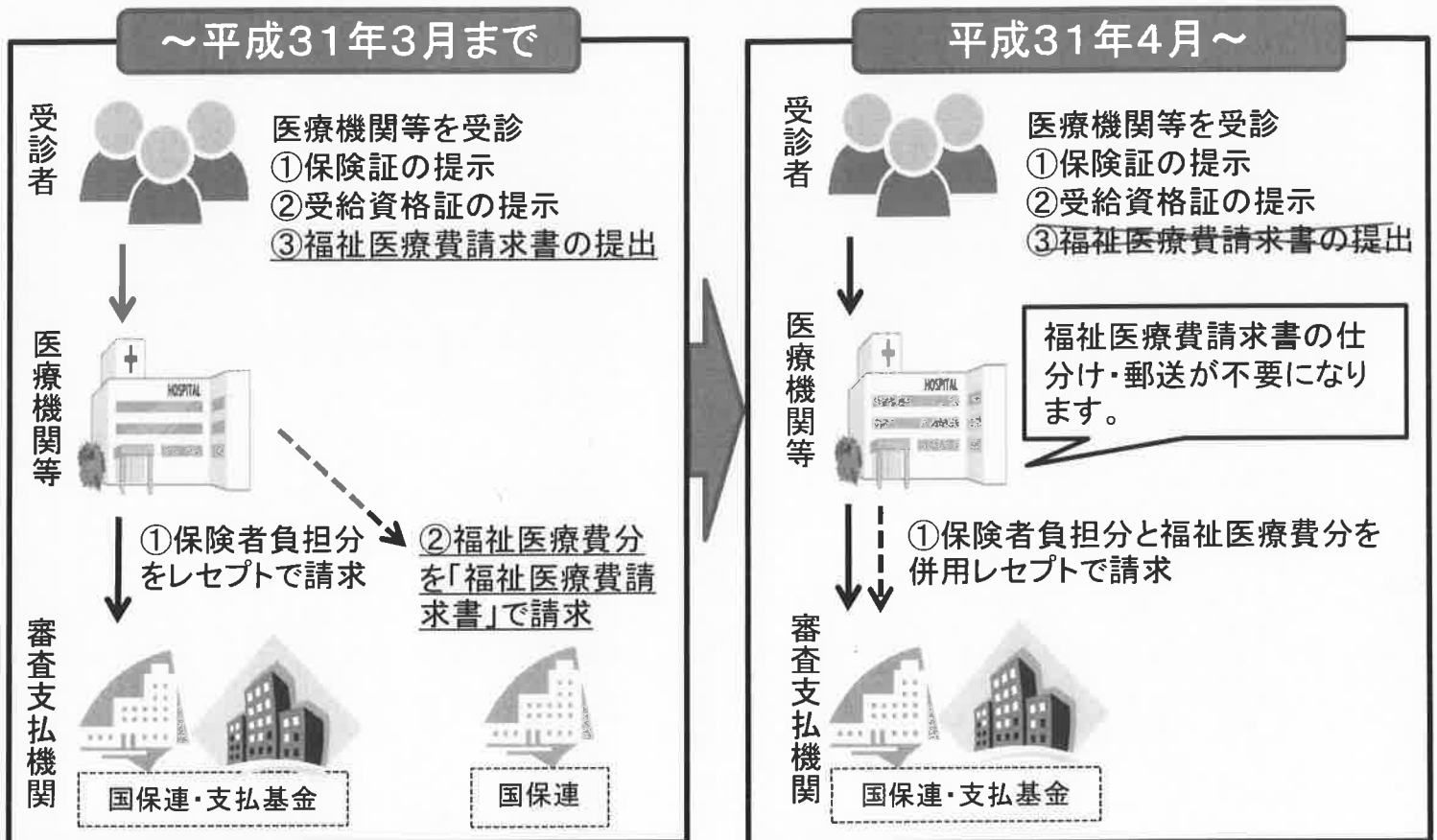
平成31年4月診療分より、福祉医療費助成制度の「福祉医療費請求書」を廃止し、「併用レセプト」方式による現物給付を導入いたします。

＜併用レセプト方式の対象となる制度＞

- 子育て支援医療費助成
- ひとり親家庭等医療費助成
- 高齢者(65～69歳軽度)医療費助成
- 妊産婦医療費助成
- 心身障害者(65歳未満重度)医療費助成

※「福祉医療費請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度がすべてが対象となります。

ただし、子育て支援医療費助成の現物給付の範囲は、今までと変わりませんのでご注意ください。
(呉西圏域: 砺波市・高岡市・射水市・氷見市・小矢部市・南砺市)



医療機関等の皆様へのお願い

①レセプトコンピュータの改修について

・福祉医療費分も併用レセプトにて請求いただくこととなります。お使いのレセプトコンピュータによっては、改修が必要な場合がありますので、あらかじめご準備をお願いいたします。
(詳しくはレセプトコンピュータ業者にお問合せ願います。)

②平成31年4月診療分以降は、新しい「受給資格証」の確認をお願いします。

・受給者には平成31年3月中に、新たに「公費負担者番号」等を記載した、新しい受給資格証が送付されますので、4月以降は必ず新しい受給資格証で公費負担者番号等をご確認願います。
・なお、平成31年3月診療分までは、従前どおり福祉医療費請求書を用いて国保連合会に請求願います。

※公費負担者番号やレセプトの記載方法など、詳しくは富山県健康課のホームページ
(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205)をご覧ください。